



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

2010年2月21日

「LT会」会報第10-3号（総61号）

中国の増値税改革の動き

上海良図商務諮詢有限公司

中国の税金は大まかに分けると流通税と所得税がある。流通税は増値税(税率17%)、営業税(税率5%)、消費税(税率3%-45%、贅沢品への課税)に分けられ、所得税は企業所得税(税率25%)と個人所得税(累進課税5%-45%)に分けられる。一般的な企業が主にかかわる税金は増値税、営業税、企業所得税と個人所得税と言えるだろう。

2009年より中国政府は税制改革の一環として、機械設備に含まれている増値税を仕入増値税として控除できるようにした。この税制改革で企業にとっては1200億元の税負担軽減となった。しかしながら、引き続き建物に含まれている増値税、営業税などは仕入増値税として控除ができないため、この改革はまだ不十分である、と専門家に言われている。

中国国務院が発表した「2010年立法工作計画」には増値税改革も含まれている。例えば、現在の営業税課税対象の業種(金融、リース、サービス、輸送、建築など)も増値税対象の業種にし、現在仕入増値税としての控除適用されていない営業税を控除できるようにするということである。

今回税制改革の背景には営業税税率は5%であり、増値税税率は17%であり、表面上は営業税の税率は低く見えるが営業税には仕入の控除(外注費)が無いいため、サービス業種の企業にとっては実質税負担が増値税対象業種(仕入控除があるため、企業負担実質税率が4%)の税負担より重い、という実態がある。

中国政府としては今後の中国経済の発展産業としてサービス業を重視しており、税負担の不公平をどのように解消していくか重要な課題なのである。

また、増値税改革のもうひとつの注目点は、地方税と国税の分配である。現在、増値税の分配は75%国税、25%地方税で、営業税は100%地方税となっている。地方の税収の7割は営業税に依存しているため、営業税が増値税に吸収されると、増値税の地方税と国税の分配比率も調整する必要が出てくる。もし、増値税の地方税の分配率が高くなると、輸出による増値税の還付で地方の負担が重くなるため、過去に問題となった増値税還付拒絶の地方もまた出はじめ、再び社会問題となるに違いないと思われる。

いずれにしても、今年中国の税制改革の中心は営業税から増値税への転換であり、中国企業(外国企業を含む)にとって重大な改革となることは間違いなく目が離せないだろう。

以上